

少年の非行からの立ち直りのプロセスに関する一考察

—元非行少年の手記への複線径路等至性モデルによるアプローチ—

A study on the process of recovery from delinquency
— An approach with Trajectory Equifinality Model (TEM)
to the autobiographies of former juvenile delinquents —

坂野 剛 崇*
Yoshitaka SAKANO

Abstract

This study aims to clarify the recovery process of juvenile delinquents and to examine the methods that support their recovery. The methodology included analyzing the autobiographies of former juvenile delinquents using the Trajectory Equifinality Model (TEM), which is a theoretical framework that clarifies the similarities and differences in the life trajectories of individuals.

The results showed that, under familial support, juvenile delinquents tended to deny that they were, in fact, juvenile delinquents. However, by focusing on healthy experiences and topics that provided a sense of fulfillment, these juveniles were able to detach themselves from delinquent activities.

In addition, upon further analysis, the findings indicated that four types of continuous support are required to promote the recovery process in juvenile delinquents: 1) preparation for adapting to specific social environments, 2) recovery of self-efficacy and self-esteem, 3) support for psychological aspects that can both proactively and aggressively transform their identity, and 4) continued support for individuals' improvement in social life.

キーワード : 非行, 少年事件, 立ち直り, 更生, 複線径路等至性モデル

I はじめに

最近の少年非行について、一般刑法犯の検挙人員をみると、2003年には約20万1千人であったものが、2012年には約10万1千人と最近10年間でおよそ半減した¹⁾。また、その人口比（10歳から19歳の人口10万人当たりの一般刑法犯検挙人員）は、2003年が41.3人であったのが、その後減少し続け、2012年には26.4人となっており¹⁾、少年非行は、人口減を上回って減少しているの

* 関西国際大学人間科学部

が現状である。しかし、他方、少年非行における再犯者率（少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率）は1998年の21.2%を底に増加に転じ、2013年には33.9%と最近15年間で12.7ポイント上昇している¹⁾。再犯・再非行の抑止に関しては、2013年に内閣府犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」²⁾において、策定後10年間の取組の数値目標として、刑務所等出所後2年以内に再び刑務所等に入所する者等の割合を20%以上削減することを掲げ、種々の対策を打ち出した。特に、少年・若年者への対策に関しては、再犯等への連鎖を早期に食い止めるために、個別の問題に即した指導・支援を集中的に実施するとともに家族等による監督・監護の強化や、支援者による支援の輪の拡充を図ると述べている。

非行少年の再犯等を抑止することは、少年非行を巡る重要な課題の一つであり、政府は、再犯等に関して、対象者の特性や問題性、再犯等をしなかった者の更生の要因といった、再犯等の実態や対策の有効性に関する総合的な調査研究を実施するとしている²⁾。しかし、犯罪・非行に関する研究は、菊池³⁾が犯罪心理学研究の歴史的動向を概観して「犯罪原因を心理的に探究」するものであった旨を指摘しているように、犯罪・非行が起こされた原因を希求するものがほとんどであり、再犯をしなかった者の更生の要因等、更生までの成り行きに関する実証的研究は、けっして多くない。

再犯をしなかった者の更生の要因等に関する代表的な研究は、Sampson & Laub⁴⁾がGlueck & Glueck⁵⁾のデータをライフコースの観点から再分析したもので、Sampsonらはその分析に基づき、「生涯にわたる犯罪と逸脱とインフォーマル社会的コントロールに関する力動的理論的モデル」を作成した。そして、犯罪や非行からの立ち直りには、仕事への定着と結婚が重要になると指摘した。しかし、この研究について白井・岡本・柏尾・弓削・福田・栃尾・平山・林⁶⁾は、仕事への定着や結婚までの過程、個人の特性や内面の変化といった心理的な変数に対する検討が十分にされていないという課題を指摘した。そして、白井・岡本・福田・栃尾・小玉・河野・清水・太田・林・林・岡本⁷⁾は、非行から立ち直った人物の自伝を、Sampsonらのモデルと照合するなどして分析し、更生のためには、逸脱行為を行う際に発揮されていた勤勉性が仕事など適応的な領域で発揮できるようになること、そして、そのためには、非行では「居心地良くならない」、「自己実現できない」という気づきがあることと援助者との出会いが重要となると述べた。また、白井・福田・岡本・栃尾・柏尾・妹尾・小玉・木村・宝・辻本・田中⁸⁾は、リスク因子を持ちながらも非行に至らなかった人物の自伝をSampsonらのモデルと照合するなどして分析し、「非行リスクからの回復モデル」を作成した。そして、家族に対してある程度アタッチメントが形成されていることが非行に至らない因子になることを明らかにした。また、家族や地域によるサポート体制ができていて、人生の転回点においてふさわしい家族外の導き手やモデルとなる人物、そして、興味・能力発揮の対象との出会いによって労働アタッチメントが強化され、再犯の抑止につながると述べた。さらに、白井・岡本・栃尾・河野・近藤・福田・柏尾・小玉⁹⁾は、過去に問題行動があり、そこから立ち直った人物に対するインタビュー結果を「非行リスクからの回復モデル」と照合するなどして分析し、立ち直りのための導き手やモデルとなる人物との出会いのためには、少年の「ひたむきに物事に取り組む力」と「抑うつに耐える力（自分の心の中で今何が起きているかを直視し、自信のなさ、孤独、不安など、自分にとって受け入れがたい情緒を適応的に処理していく自己の内面に方向づけられた力のこと）」の成熟が求められることを指摘した。また、この出会いに関して、白井・岡本・小玉・近藤・井上・堀尾・福田・安部¹⁰⁾は、非行

からの立ち直りに対する効果的な援助のためには、援助する側の一方的な働きかけではなく、少年の特性とうまくかみ合い、両者の関係形成が促進されることが影響することを明らかにした。

また、河野¹¹⁾は、非行少年に対する心理臨床面接による事例研究を踏まえて、非行から離脱する内的過程はレジリエンスプロセス（resilience process）であり、このプロセスで非行少年は、今までのアイデンティティの崩壊を体験する面があるため、援助者には、このプロセスで非行少年が体験する不安や心の痛み、葛藤を真に内に抱えることの苦しさに対する支えが不可欠である旨を述べた。

これらの研究はいずれも、従前の非行の原因を探究し、それを緩和・除去することで立ち直りの方策を検討するという観点ではなく、非行から離脱し、立ち直っていく過程において重要なポイントを探究するという観点から非行からの立ち直りへの援助を考察している。これは、非行少年の立ち直りに向けて、彼／彼女の強み・長所を生かすなどの新たなアプローチのあり方を示唆するもので、従前とは視点の転換が図られている。ただ、これらの研究で検討した事例は、過去に逸脱行為があった人物のものではあるが、少年法制による介入が明確になされたものではない。そのため、現行の少年法制による指導や教育の効果等を含めて検討できるものになっているとは言いがたい。

この点を検討できるものとして、対教師暴力事件を起こした少年に対する指導事例を分析した室城¹²⁾の研究がある。この研究では、家庭裁判所調査官による継続指導がなされた対教師暴力の少年非行9事例について、継続面接を振り返る面接の記録（インタビューデータ）を修正版グランデッドセオリーアプローチ（M-GTA）によって分析し、中学生の対教師暴力からの立ち直りプロセスを明らかにしている。そして、そこから、非行少年の立ち直りに向けた援助には、少年に自分の過ちに対する気づきと後悔をもたらす場を作ること、少年の心情に焦点を当てた「カウンセリング的援助」及び、高校進学や就職といった新たな目標を持つことができる「ガイダンス的援助」を行うこと、そして、それらを通じて少年に「話し合って解決できる能力」、「生活力と新たな目標」、「自信」を獲得させることが重要であると指摘した。この研究は、立ち直りに影響を与える少年の内的な変化及び援助者の具体的な援助内容を明らかにしたことに意義がある。ただ、対象者が中学生に限定されており、しかも指導の期間も数か月から1年強と比較的短いこと、また、直接の援助者とのかかわりのみからの考察であり、保護者をはじめとした少年を取り巻く他の環境（状況）の要因が十分に考慮されているとは言いがたいことが課題として残る。

非行からの立ち直りに関しては、久原¹³⁾が述べたように、それぞれの支援以外の立ち直りに影響を与える要因を考慮し、社会生活を送る少年にとっての支援の意義を検討する必要がある。そこで本研究では、長期間にわたるライフコースを踏まえ、非行のあった少年本人が非行から立ち直っていく過程を解明し、それに基づいて立ち直りのための支援のあり方について考察していく。

なお、ここでは、先行研究を踏まえ、立ち直りを「非行から離脱し、非行のない生活が実態としても心理的にも定着していくこと」とした。

II 方法

1. 対象

NPO法人「セカンドチャンス！」の編集による著書『セカンドチャンス！人生が変わった少年院出院者たち』¹⁴⁾に掲載されている元非行少年（以下、対象者という。）の手記8編のうち、問題行動を起こすようになってから立ち直るまでの経過について、比較的詳細に記載されているもの5編とした。対象者5人の手記の概要は、表1のとおりである。

NPO法人「セカンドチャンス！」は、2009年、少年院出院者が経験と希望を分かち合い、仲間として共に成長することを目的として設立された団体で、少年院出院者が互いの経験や未来を語り合い、共有し合う場である交流会などを開催している¹⁴⁾。また、少年院、更生保護関連団体等での講演も行っている。『セカンドチャンス！人生が変わった少年院出院者たち』は、この活動について書かれた書籍であり、第2章には、当事者の手記として、少年院出身者が、問題行動を起こすようになってから、非行を離脱して立ち直るまでの経過が掲載されている。

片桐¹⁵⁾によれば、手記というドキュメントは、「その作成者の動機や意図を指し示す証拠として取り扱われ」、「調査対象者の内面を深く理解することを可能にしてくれる資料」であり、「社会生活に対する調査対象者の解釈や意味づけ、社会生活と調査対象者との関係」が記述されるとい

表1 対象者の手記の概要

事例	性別	概 要
A	男	小学校時から問題行動が見られ、高校入学後傷害事件を起こして退学した。その後、地元の不良グループと交友を始め、再び事件を起こして少年鑑別所に入った。18歳のときに傷害事件で中等少年院（一般長期処遇）に入所した。少年院仮退院後、仕事と趣味が中心の生活となった。趣味の仲間の誘いで違法薬物を使用したことがあるが、「うしろめたさ」を感じたと自ら断っている。
B	男	中学2年に再会した小学校時の友人との交友をきっかけに逸脱行為をするようになった。高校に進学したが、怠学が顕著で、不良グループとのつきあひもでき、詐欺まがいの行為や薬物乱用を行うようになった。薬物事件で医療少年院に入所した。少年院仮退院後は、薬物乱用者の自助グループに参加するようになり、薬物乱用を断った。その後、薬物乱用者対象の自助グループの施設職員として働いている。
C	男	中学2年後半ころから学校生活に不適應を感じて不良仲間とつきあひをはじめ、万引き等の非行を繰り返した。高校に進学したが、怠学等で1年2学期に中退した。その後、暴走族に加入し、強盗等を起こして中等少年院（一般短期処遇）に入所した。仮退院後、定時制高校に入学したが、2度の留年を繰り返して退学した。しかし、その後、再入学し、高校卒業後は、教員を志して短期大学で教員採用試験に向けて準備している。
D	女	中学入学直後から怠学、教員への反抗などがみられるようになり、その後、売春行為、薬物乱用をするようになった。中学2年時、薬物事件で少年院（一般長期処遇）に入所した。中学3年時に仮退院したが、すぐに家出し、年齢を偽って風俗店で働いた。17歳のとき、兄の留学先の学校を訪れ、その後、自分も留学したいと、高等学校卒業程度認定試験（大検）で高卒資格を取得し、海外の高校に編入した。高校を卒業と同時に帰国し、大学に進学した。
E	男	中学時、加入した運動部で活躍できず、不良グループとつきあひを始めた。高校入学直後に暴走族に加入し、次第に怠学するようになった。仲間と遊んでいる最中に起こした傷害事件で中等少年院（一般長期課程）に入所した。仮退院後、不良仲間との交友を断つために地元を離れた。働きながらフリースクールで勉強し、教員を目指して大学に進学した。教員採用試験は不合格で教員への道を諦め、その後、ひきこもり等の若者のための団体でスタッフとして働いている。

う。そのため、当事者の手記の分析は、調査対象者の内面（内的な変化）と対象者とそれを取り巻く環境との関係（相互作用）について、調査対象者の観点からの解釈過程を明らかにできるといえる。

なお、本研究で刊行されている資料を対象としたのは、過去に非行のあった少年（元非行少年）を一般に追跡調査することは許容されにくく、しかもプライバシーの観点から公表することも適切ではないと思われたことによる。また、元非行少年の生い立ちが詳細に記載された手記が極めて少ないため、これらが複数掲載されている『セカンドチャンス！人生が変わった少年院出院者たち』を分析の対象とした。

2. 分析手続

本研究では、かつて非行があった者の立ち直りの過程を明らかにするために、行為の遂行や選択、発達の現象について、時間的経緯や社会的文化的背景の多様性を記述できる方法論である「複線径路等至性モデル（Trajectory Equifinality Model；以下、TEM）を用いて分析し、対象者の非行からの立ち直りの過程に関するモデル図を作成した。

TEMとは、Valsiner, J が、発達心理学・文化心理学的な観点に等至性（Equifinality）概念と複線径路（Trajectory）の概念を取り入れようと創案したもので、人間の経験を時間的変化と社会的・文化的な文脈との関係で捉え、時間を捨象することなく、人間の思考や行動、態度、感情の時間的な変化といった、その多様な過程を提示するという理念を基盤とする質的研究の方法論的枠組みである（サトウ¹⁶⁾）。TEMでは、個人独自の文脈や体験の流れの分析と、個人間の比較を同時に実現できるよう、等至点（EFP）、必須通過点（OPP）、分岐点（BFP）などの概念を用いて、複数の個人の流れ、あるいは個人のなかに可能性として存在する複数の体験の流れを比較分析する。

等至性とは、開放システム（それらを取り巻く外界・環境との交換関係を抜きにしては存在し得ないシステムのこと）が、異なる径路をたどりながらも類似の結果にたどり着くということを示すものである。また、等至点（Equifinality Point = EFP）とは、この等至性を実現するポイントのことである。なお、等至点は固定的なものではなく、研究者が研究上の焦点として設定することになるが、対象者にとって何らかの意味で重要なポイントであることが多い。また、研究上の焦点となる事象が一つに絞られるべきだということを意味するわけでもない。

複線径路は、一つの等至点までの径路の多様さ、発達径路の多重性（Multi-linearity）を示すための概念である。

必須通過点（Obligatory Passage Point = OPP）は、「全員が必ず」というわけではないとしても、多くの人が通過するポイントのことである。必須通過点という概念は、個人の多様性を制約する契機を見つけやすくするという点で重要である。

分岐点（Bifurcation Point = BFP）は、ある経験において、複線径路を可能にする分岐や選択が生じる結節点（node）のことである。分岐点は、径路が分岐することが前提になっているのではなく、経過の中で選択肢として生まれるもので、それによって複数の径路が発生する。

また、対象者の選択等に係る環境要因とそれを下支えするような文化社会的圧力で、等至点に近づくことを阻害する力を社会的方向づけ（Social Direction = SD）といい、逆に、等至点に近づくことをサポートする力を社会的助勢（Social Guidance = SG）という。これらを示すことにより、意識であれ、無意識的であれ、「こうせざるを得ない」方向へと促されてゆくありようを描

くことができ、行為の背景にある社会や文化のあり方に焦点を当てた考察を可能にする。

従来の研究では、元非行少年の自伝を既存のモデルと照合したり、非行少年に対するインタビュー結果をM-GTAを用いて分析したりして、非行からの立ち直りの内実を解明している。しかし、これらの方法では、リスク因子とそれらの関連性（構造）の解明はされるが、「時間」、「時系列」は捨象され、立ち直りの「過程」が十分に解明されるとは言い難いところある。

本研究は、元非行少年の手記から、非行を起こすようになるまでの経路と、その後の立ち直りの径路及びその時々的心境を読み取りながら、非行からの立ち直りの過程を明らかにすることを目的とするため、個人の体験を個別に扱いつつ、個人間の共通性や差異、また、その時系列的変化を分析することができるTEMを分析方法に用いた。

実際の分析の手順は、次のとおりである。

- ① 対象者5人の手記の内容を意味のまとまりごとに切片化し、それぞれの経験に、その内容を端的に示す見出しをつける。
- ② 各対象者の思考や認知、行動などの変化について時間を軸にしてまとめ、《非行からの離脱》を等至点（EFP）として、対象者各人のTEM図を作成する。
- ③ ②で作成した5つのTEM図について、類似した内容のものをまとめて、それにTEMの各概念を参照しながらカテゴリーを作成した上で、一つのTEM図に統合する。

Ⅲ 結果・考察

1 非行からの立ち直りのプロセス

Ⅱで示した方法により作成したTEM図は、図1, 2のとおりである。

なお、分析により、生成できた必須通過点、分岐点及び社会的方向づけ・社会的助勢は、表3のとおりである。

非行が少年の非行からの離脱のプロセスを必須通過点により、次の4期に区分できた。

以下では、図に沿って、時期別に非行少年の経験とその変容を提示し、非行からの立ち直りのプロセスを記述する。（〈 〉内は生成されたカテゴリー）

1.1 【逸脱行為がみられるまで】

対象者は、日頃から家庭環境に対する引け目や同胞に対する劣等感、部活動でレギュラーにされないことへの不遇感などを抱いたり、日常生活の中で充足感を持っていなかったりするなど、家庭や学校生活で満たされない思いを持っていた。そして、代替的に充足する対象として不良グループと関わるようになり、それらの者と一緒に〈問題行動を発現〉させる。また、こうしたことに対して他罰、合理化といった気持ちや刹那的な気持ちがあることで、改めようとする気持ちが働かないところがある。ただし、同時に、現在の生活が続くことでの〈将来に対する不安〉を持つところもある。

1.2 【逸脱行為が拡大し、非行（事件）を起して施設（少年鑑別所、少年院）に収容されるまで】

非行・問題行動や態度を改める気持ちがないことから、〈保護者からの指導〉に従うことはなく、〈不良交友へ傾倒〉する。それに伴って非行文化の取入れが進み、〈“非行少年”としてのアイデンティティの形成〉が図られ、問題行動が拡大する。また、〈保護者等から指導されない〉ために、問題行動が拡大する者もいる。

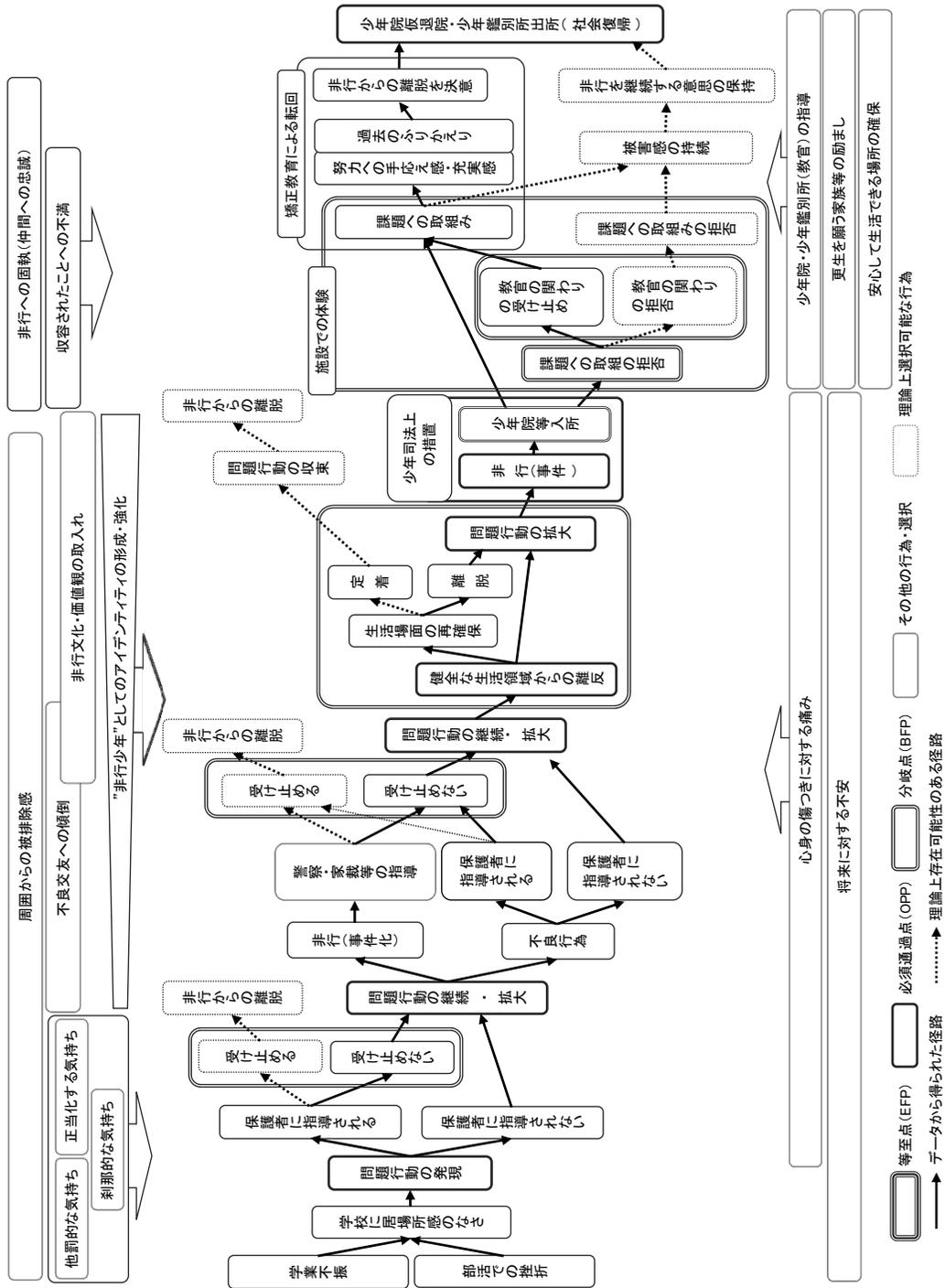


図1 【非行からの立ち直りの過程（逸脱行為の発現～少年院仮退院等（社会復帰））】

表2 TEMの概念に対する本研究での意味

概 念	意 味
等至点 (EFP)	《非行からの離脱》 両極化した等至点 (Polarized-Equifinality Point = P-EFP) としての 《非行の継続》
必須通過点 (OPP)	〈問題行動の発現〉 〈少年司法上の措置 (非行 (事件化), 少年院入院)〉 〈少年鑑別所退所・少年院仮退院〉
分岐点 (BFP)	〈(指導を) 受け入れる／受け入れない〉【指導に対する態度】 〈生活領域から離反／再確保〉【生活場面の確保と逸脱】 〈施設での課題への取り組み／拒否〉【施設での課題の取り組み】 〈施設での教官の関わりを受け止め／拒否〉【教官の指導への取り組み】 〈再非行に対する罪悪感・後悔の念／現状への肯定的評価】 【再非行の受け止め】 〈生活に対する適応 (受容感・充実感) ／不適応〉 【生活場面に対する主観的体験】
社会的方向づけ (SD)	〈周囲からの被排除感〉 〈不良交友への傾倒〉 〈“非行少年” としてのアイデンティティの形成・強化〉 〈非行への固執 (不良仲間への忠誠)〉 〈(少年鑑別所・少年院に) 入所に収容されたことへの不満〉 〈“普通に戻れない” という自棄的感情〉 〈変化への抵抗感〉 〈かつての仲間を失う心細さ〉
社会的助勢 (SG)	〈将来に対する不安〉 〈心身の傷つきに対する痛み〉 〈少年鑑別所・少年院 (教官) の指導〉 〈更生を願う家族等の励まし〉 〈安心して生活できる場所の確保〉 〈信頼されている実感〉 〈“非行少年” であることへの否定的感情〉 〈目標を支えてくれる家族・受け入れてくれる健全な仲間 (コミュニティ)〉 〈“目標に向かう自分” への価値づけ〉 〈“非行少年だった過去” の受入れ・現在との連続性の確認〉

問題行動の延長上として非行を起こし、少年事件として少年司法の手續に付されて指導される。しかし、保護者からの指導と同様、それらの指導を受け止めず、〈問題行動は継続・拡大〉され、さらに〈健全な生活領域から離反〉する。そして、非行性を深化させ、ついには逮捕されるほどの〈非行 (事件)〉を起こし、〈少年司法上の措置〉が執られ、〈少年院等入所〉となる。

〈問題行動の継続・拡大〉は、不良交友－非行親和的な価値観を持った環境－への同一化により促進され、〈非行文化・価値観を取り入れ〉、自らの〈“非行少年” としてのアイデンティティの強化〉を図る。また、このようなアイデンティティに起因する行動や態度により、〈周囲からの被排除感〉を持ち、「非」非行文化・価値観、それらを持つ他者との関係が疎遠になる。そして、それを補償するかのようになり、同じ非行文化・価値観を持つ者たちとの凝集性を高め、〈非行文化・価値観の取入れ〉を促進させていく。

また、その一方で、〈心身の傷つきに対する痛み〉を体験したり、〈将来に対する不安〉を持ったりしており、対象者は、非行文化・価値観への親和性とそれに対するネガティブな心情の間の

葛藤的な心性にさらされた状態にある。

1.3【少年鑑別所・少年院への入所から退所（社会復帰）まで】

対象者は、起こした非行によって逮捕され、家庭裁判所で観護措置を執られて少年鑑別所に入所したり、その後、少年院送致決定に付されて少年院に入所したりする。期間の違いはあるが、いずれにおいても、それまでの日常生活から切り離され、施設内で自由を制限され、規律に従うという非日常的な生活を強いられる。また、特に少年院では更生に向けた課題を与えられ、「教官」の指導を受ける。しかし、対象者は、少年院等への入所当初、〈収容されたことへの不満〉から〈課題への取り組み〉、〈教官の関わり〉に拒否的な構えを示す。また、この背景には、これまでの〈非行への固執〉の構えや、それを支え、その証しでもある不良仲間への忠誠心を保持する気持ちもある。

その一方で、施設での生活は、〈安心して生活できる場所の確保〉という意味を持ち、次第に受け入れて馴染んでいく。〈教官の関わり〉についても、戸惑いながらも受け止め、〈少年院・少年鑑別所（教官）の指導〉に向き合い、〈課題への取り組み〉もみせる。そして、その中で、〈努力への手応え感・充実感〉を体験し、問題行動をみせるようになった頃には低下させていた自己効力感、自尊感情が回復する。また、自分の〈過去のふりかえり〉も行うようになり、非行行為や非行文化・価値観に対する見直しが行われ、〈非行からの離脱〉を決意する。なお、この変容においては、面会や通信による〈更生を願う家族等の励まし〉が大きな要因の一つになっている。

1.4【少年鑑別所・少年院を退所し、非行から離脱するまで】

対象者は、非行からの離脱を決意して少年院等を退所し、社会生活に復帰する。復帰にあたっては、在宅処分に付されて少年鑑別所を退所した事例、少年院を仮退院した事例のいずれも保護観察による指導が付けられた。少年院を仮退院した対象者は、少年院在院中から担当の保護司と面談を行い、帰宅先（主に家庭）、退所後の就労などについて、保護者も含めて調整が図られた上で社会に復帰し、退所後すぐに新生活をスタートさせる。

この新生活への定着の可否が、《非行からの離脱・立ち直り》(EFP)と《非行の継続（再非行）》(P-EFP)との分岐点になる。そして、新生活への定着は、新生活の場で〈受容される体験〉、〈充実感の体験〉を得られるかどうかによってくる。これらが得られず、〈不適応感〉を持つ場合には、非行からの離脱・立ち直りはできず、非行を継続させる可能性が高くなる。

対象者にとって社会復帰後の新生活は、ある程度調整が図られているとはいえ、周囲との人間関係、社会的役割など、これまでなかった多くのことを新たに作り上げる必要が生じる。家族との関係も、面会等を通じて再構築されているところはあるが、実生活上の関係の再構築は、実際の生活交渉の中でしか調整できない種々の日常的な出来事を通して行われる必要がある。そのため、対象者は、未知の生活に投げ込まれるような体験をする。そこで受容された場合には、定着へと首尾よく向えるが、〈孤独感〉を体験するような場合、〈不適応感〉を持ち、〈新生活から離反〉する。そして、その代わりに親和的になりやすいそれまでの〈非行少年としてプライド（アイデンティティ）〉や、〈不良仲間との交友〉を拠り所とする。そして、これらが助長された場合には再非行に至る。

ただし、この再非行に対しては、更生のための指導、教育がなされる前との違い〈罪悪感・後悔の念〉を抱く。この場合、周囲に援助を得て、または、自力で、非行のない健全な生活を模索し、目標を新たに設定し、再設定した新生活へと歩み出す。再スタートさせた新生活で〈受容さ

れた体験)、〈充実感の体験〉を得て、〈興味を持ち、能力を発揮できる健全な対象を獲得〉し、非行のない生活を定着させていく。

この非行のない生活への歩み出しと定着を促進させるのは、少年の〈目標を支えてくれる家族・受け入れてくれる仲間(コミュニティ)〉の存在である。これら身近な周囲のサポートと、それらに〈信頼されている実感〉があることで、〈“目標に向かう自分”への価値づけ〉を行うことができ、非行のない生活への適応感が促進される。この過程で対象者は、〈かつての仲間を失う心細さ〉を体験する。また、〈非行少年であることへの否定的感情〉が形成される。これは、それまでの自分を否定し、新たな自分を再構築—アイデンティティの変容—を体験することであり、その渦中では、〈変化に対する抵抗感〉が生じる。これは、非行からの離脱を阻害する力として作用するが、対象者は、この抵抗感を抱えながらも〈“非行少年だった過去”を受け入れ、現在との連続性を確認〉しながら、非行のない自分へと変化することを体験していく。

他方、この過程で対象者は、非行のない〈“普通の生活に戻れない”という自棄的心情〉を抱く。この心情にコミットしてしまうと再非行に向かい、さらにそうした行動をとることで、この心情が強化されるという負のスパイラルに陥ることになる。

2. 総合的考察—非行少年の立ち直りに向けた支援に対する示唆

本研究で明らかになった非行からの立ち直りの過程から、立ち直りを促進するための支援に対して示唆されることについて整理する。

2.1 適応する健全な環境の整備

非行少年の立ち直りについては、興味を持ち、能力を発揮できる健全な対象の獲得の可否が分岐点の一つになっている。法務省¹⁾によれば、少年院を仮退院の退院後3年以内の再非行率は、就労のない者は、ある者の約4倍であるといわれており、就労という興味を持ち、能力を発揮できる対象があることが再非行の抑止につながると理解できる。また、Sampson & Laub⁴⁾も、犯罪・非行からの立ち直りには、仕事への定着や結婚が重要であると指摘しており、非行少年の立ち直りの支援のためには、職場など少年が興味を持ち、能力を発揮できる対象を用意することが必要となる。

2.2 自己効力感、自尊心の回復

本研究の結果からは、〈受容され体験〉、〈充実感の体験〉が得られ、周囲から〈信頼されているという実感〉がある場合に社会適応が可能になることが明らかになった。この結果を踏まえて考えると、非行少年に対する支援にあたって特に支援する側には、「少年を信頼すること」が大切になる。そして、信頼の上に立った指導を行うためには、少年の問題点を踏まえた上で、長所(強み)に焦点を当て、持っている能力を十分に活用できるようエンパワメントしていく働きかけが肝要となる。これにより、Maruna¹⁷⁾が述べているように、元犯罪者・非行少年は、最初は自分で自分を信じられないが、周囲の誰かが信じてくることで、本当は、自分には自分なりの価値があると思えるようになり(Marunaは、これを「鏡像としてのリカバリー」と呼んだ)、自発性を発揮できるようになる。そして、さらにそれによって自己効力感、自尊心を回復させていくといえる。

2.3 アイデンティティの変容

非行からの立ち直りの過程で少年は、新たな価値観の取入れが行われることになり、従前の価値観の変更を迫られる。この変更について白井ら⁸⁾は、「非行では自己実現できない」という気

づきがターニングポイントになると指摘している。本研究で少年は、ライフコースの中で、非行化の過程で次第に非行少年としてのアイデンティティを形成していき、立ち直りの過程ではそれを否定し、〈目標に向かう自分への価値づけ〉を行っていくことが明らかになった。また、〈非行少年であることへの否定的な感情〉と同時に、〈普通には戻れないという自棄的な心情〉と〈変化への抵抗感〉を持っていることが解明された。少年は、少年院等の教育や教官のかかわり・指導によって、非行ではない・健全さの範疇にある行為によって評価を得る。そして、その評価は、自己効力感と自尊心を向上させ、社会内でも相応の適応的な行動をとれるかも知れないというポジティブな見通しを持ち得ることにつながる。この健全な自己効力感、自尊心は、挫折によって低下したが、非行や問題行動を散見させる以前には学業や部活動などで満たされていたものであるため、少年本人は親和性を持つ。そして、親和性があることが〈非行少年であることへの否定的な感情〉の助長に働く。しかし、非行少年ではない行動様式をとることは、直前までの自分とは異なる価値観に基づいた行動・振舞いをするのであり、それは、非行があった過去の自分の否定という意味を内包する。河野¹¹⁾が「この過程で体験する価値観の変更は、今までのアイデンティティの崩壊を体験することにつながる」と述べたように、過去とは異なる行為をすることに対する抵抗感が生じやすく、変化すること、変化を受け入れることは容易ではない。また、実際の行動・振舞いが新たな生活で通用するは未知数であるという不安、周囲から受け入れられるかの心許なさも持つ。むしろ、周囲から“非行少年である”と認識（ラベリング）されているという感覚があることで、〈“普通に戻れない”という自棄的心情〉が生じて、実行への心理的なハードルが高くなり、馴染みのあるそれまでの問題解決方法による対応（非行等の社会的には容認されない対処方法）を取りがちとなる（その場合、不良交友を復活させたり、再非行に至ったりする）。さらには、行動様式を転換することは、それまで類似した価値観に基づいて行動してきた仲間との齟齬を生じさせることであり、かつての仲間を失うことにつながる面がある。そのため、非行のない行動様式をとる自分を新たに受け入れてくれるコミュニティが形成され、つながりを実感できるようになるまでの間、孤独感に耐える必要が生じる。

このように立ち直りの過程にある少年は、これら両価的な感情の間での葛藤を抱えた状態にあり、非行からの立ち直りには、この状態をいかに乗り越えるかが大きな岐路になる。

そのため、立ち直りの支援にあたっては、非行からの立ち直り過程において、この状態のつらさや不安を支えながら、変化することの利益、現状に留まることによるリスクを自覚させ、少年自身の前向きなものの方や考え方を引き出せるよう、継続的な支持を基盤に、動機付け面接法などによる心理面へのアプローチや、問題や状況の意味を少年が主体的、積極的に取り組めるものにリフレーミングしていくアプローチが必要となる。

なお、立ち直りの過程で要求されるアイデンティティの変容は、立ち直る前後でアイデンティティが別物になるのではなく、〈非行少年だった過去を受け入れ〉、〈現在との連続性を確認〉し、あの過去があって今の自分があるというように、セルフ・ナラティブを書き換えていくことである。支援する側には、少年がそれをできるようにサポートしていくことが不可欠となる。

2.4 健全な生活への定着の促進

アイデンティティとは、Erikson¹⁸⁾によれば、自我の持つさまざまな統合方法に与えられた自己の同一と連続性が存在するという事実と、これら総合的方法が同時に他者に対して自己がもつ意味の同一性の連続を補償する働きをしているという事実の自覚であり、他者との関係の中で確

立されるものである。Maruna¹⁷⁾によれば、非行からの立ち直りも本人と重要な他者との相互関係を通じて形作られる構成概念であり、立ち直りにおけるアイデンティティの変容は、少年本人の変化だけでは成立せず、周囲に認識されているという実感が必要となるという。そして、この実感を持てるようにするためには、非行があったという過去の上に立つ現在の自分が社会に役立っており、社会の一員であるという実感を持てるよう、少年を包摂する環境へのアプローチも含めた支援が肝要となる。そして、その支援には、「非行をやめた」時点ではなく、「非行を辞めた自分が社会に根づいたと本人が実感できるまで」の継続性のあるものであることが求められる。

IV おわりに

手記の分析により、かつて非行を起こした人たちの非行からの立ち直りの過程を解明し、それに基づいて、立ち直り支援のあり方について検討した。

その結果、非行少年は、目標を支えてくれる家族等の支援の下、非行少年であることを否定するようになり、受容感や充実感を体験しながら、コミットできる健全な対象を獲得していくことで非行から離脱できるようになることが解明された。そして、それを促進するための支援として

- ① 少年が適応する社会的環境を整備する。
- ② その環境との関わりを通じて、自己効力感、自尊心を回復できるようにする。
- ③ 立ち直りの過程において少年たちが迫られるアイデンティティの変容に関して、そのつらさ、不安をサポートしながら、主体的、積極的に変容に向えるよう心理面への支援を行う。
- ④ 少年たちが、非行があった過去を踏まえてアイデンティティを再統合し、それが社会的にも承認されるよう、非行をやめた少年のアイデンティティが社会に根づくまで継続的に支援する。

の4点が重要になることが示唆された。

ただし、本研究では、対象が、出版物として公開された手記であるため、例えば、少年が新たな環境に適応感等を持つようになった経緯や、非行を起こしていた過去の受け止めと統合といった詳細な心理過程に関する情報は、けっして十分とはいえない。また、家族をはじめとする周囲の少年に対する受け止め方や、関係の持ち方などについても検討を加え、少年の生活システム全体の変容を視野に入れた立ち直り過程の解明も必要である。

今後は、これらの点を考慮して立ち直り過程をより詳細に解明し、立ち直り支援に関する検討を深めていきたい。

【引用文献】

- 1) 法務省法務総合研究所『平成24年版犯罪白書』日経印刷, 2013
- 2) 犯罪対策閣僚会議『再犯防止に向けた総合対策』<http://www.moj.go.jp/content/000100471.pdf>, 2012 (アクセス日: 2014.10.1)
- 3) 菊池武尅「日本における犯罪心理学研究の歴史的動向—犯罪心理学研究」誌を中心として—」『犯罪心理学研究』50周年記念号, 105-117頁, 2011
- 4) Sampson, R.J & Laub, J.H 『Crime in the making: Pathways and turning points through life』Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1993
- 5) Glueck, S. & Glueck, E. 『Unraveling juvenile delinquency』, 1955, 法務省(訳)『少年非行の解明(補

- 訂版)』大蔵省印刷局, 1961
- 6) 白井利明, 岡本英生, 柏尾眞津子, 弓削亜也子, 福田研次, 栃尾順子, 平山真理, 林幹也「非行からの立ち直りに関する生涯発達の研究 (I)」『大阪教育大学教育研究所報』35巻, 37-50頁, 2000
 - 7) 白井利明, 岡本英生, 福田研次, 栃尾順子, 小玉彰二, 河野荘子, 清水美里, 太田貴巳, 林幹也, 林照子, 岡本由実子「非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (II): ライフヒストリーの分析」『大阪教育大学教育研究所報』36巻, 41-57頁, 2001
 - 8) 白井利明, 福田研次, 岡本英生, 栃尾順子, 柏尾眞津子, 妹尾隆史, 小玉彰二, 木村知美, 宝めぐみ, 辻本歩, 田中亮子「非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (III): リスク因子からの回復のライフヒストリー」『大阪教育大学教育研究所報』37巻, 35-54頁, 2002
 - 9) 白井利明, 岡本英生, 栃尾順子, 河野荘子, 近藤淳哉, 福田研次, 柏尾眞津子, 小玉彰二「非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (V): 非行から立ち直った人への面接調査から」『大阪教育大学紀要. IV, 教育科学』54巻1号, 111-129頁, 2005
 - 10) 白井利明, 岡本英生, 小玉彰二, 近藤淳哉, 井上和則, 堀尾良弘, 福田研次, 安部晴子「非行からの少年の立ち直りに関する生涯発達の研究 (VI) — 「出会いの構造」モデルの検証 —」, 『大阪教育大学紀要 第IV部門 教育科学』60巻1号, 59-74頁, 2011
 - 11) 河野荘子「Resilience Process としての非行からの離脱」『犯罪社会学研究』34巻, 32-46頁, 2009
 - 12) 室城隆之「中学生の対教師暴力からの立ち直りプロセスに関する質的研究: 家庭裁判所調査官による介入事例の分析」『犯罪心理学研究』49巻2号, 1-14頁, 2012
 - 13) 久原恵理子「非行からの立ち直りについて: 警察による支援に焦点を当てて」『犯罪学雑誌』79巻6号, 188-195, 2013
 - 14) セカンドチャンス! 編『セカンドチャンス! 人生が変わった少年院出院者たち』新科学出版, 2011
 - 15) 片桐孝嗣「第2章 質的調査の技法」北澤毅・古賀正義編著『<社会>を読み解く技法 質的調査法への招待』福村出版, 23-44頁, 1997
 - 16) サトウタツヤ「発達の多様性を記述する新しい心理学方法論としての複線経路等至性モデル」『立命館人間科学研究』12巻, 65-75頁, 2006
 - 17) Maruna, S. 『Making good: how ex-convicts reform and rebuild their lives』, 2001, 津富宏, 河野荘子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」: 元犯罪者のナラティブから学ぶ』, 明石出版, 2013
 - 18) E.H. Erikson 『Identity and the life cycle』, 1959, 小此木啓吾訳編『自我同一性: アイデンティティとライフ・サイクル (新装版)』, 誠信書房, 1982